

「のだ在宅医療センター」開設のお知らせ

野田市医師会は、令和2年度より千葉県地域在宅医療体制構築支援事業に参加し、野田市とも協力しながら、切れ目ない在宅医療の提供体制の構築を目指します。

主な事業内容として、連携拠点設置、コーディネーターを任命した上で

- ①在宅医療に関する相談業務
- ②困難事例個別対応
- ③開業医の在宅医療参入支援(研修、情報共有)
- ④多職種連携に関わる事業
- ⑤ICTを用いた在宅医療推進のためのシステム設置と管理運営(カナミック社トリトラス)

これらの事業を行うために令和2年8月1日より「のだ在宅医療センター」を開設いたしましたのでお知らせいたします。

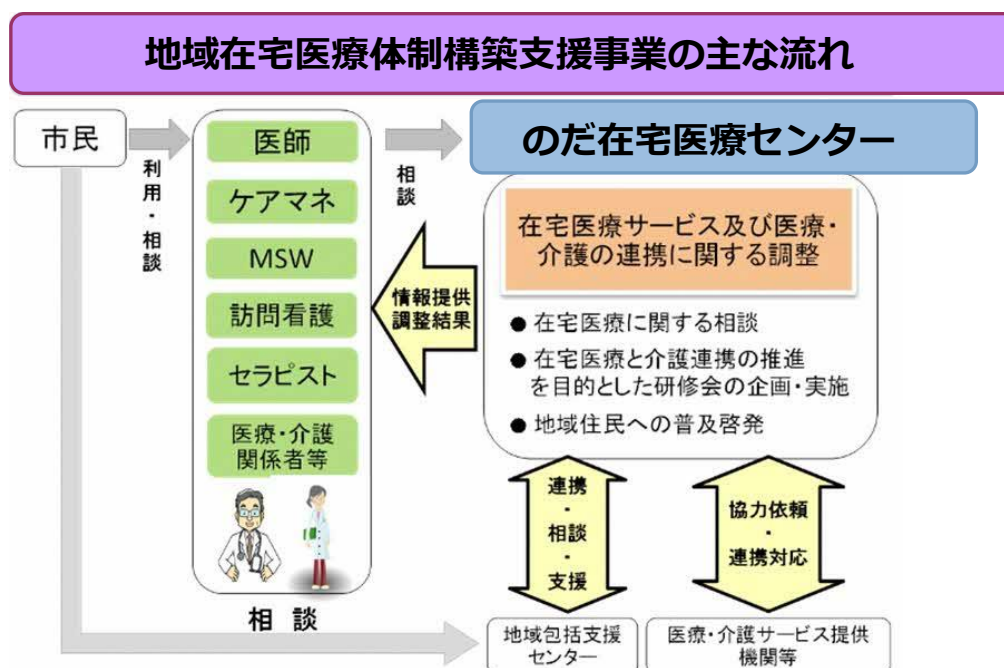
相談日時;(月)～(金) 9:00～17:00(ただし年末年始、祝日除く)

相談窓口(コーディネーター);相談内容に応じて医師、看護師が対応します。

電話;080-7836-5884 FAX;04-7124-8888

※なお、基本的に市民からの直接の相談は受け付けず、市民から相談を受けて、困っている医療・介護の担当者からの相談を受け付けています(Q&A参照)。

市民の方の在宅医療に関する相談は、担当のケアマネジャーやお住いの地域包括支援センターにご相談ください。



Q&A

●だれでも相談できますか？

原則、市民からの様々な医療・介護相談はこれまで通り地域包括支援センター、各医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などとなります。

「のだ在宅医療センター」では在宅医療と介護の連携を目的としていることから、その中でも対応が困難な事例について、医療介護関係者からの相談に対応いたします。

●どんなことを相談すればいいですか？

例えば、「退院にあたり在宅医療が必要となったが、24時間対応できる訪問診療医、訪問看護師を紹介して欲しい」「現在医療機関にかかってはいないが、具合が悪そうだが、認知症もあり、受診困難。どうしていいか分からないので相談したい」「急に寝たきりになってしまい、介護保険を活用したいが、主治医が見つからない」「訪問診療を開始したいが、何を準備すればいいか分からない」などご相談ください。

●相談はどのようにしたらいいですか？

【連絡方法】

- ①カナミック・トリトラス内「のだ在宅医療センター」の部屋⇒新規相談依頼のトピックに書き込みまたは所定の用紙をPDFにて添付⇒のちほど電話で折り返します。
- ②所定の用紙(在宅医療相談用紙)に記入した上でFAX⇒のちほど電話で折り返します。
- ③緊急対応が必要な場合は直通携帯電話

●カナミックはどうしたら利用できますか？

まずは、野田市在宅医療情報共有システム(のだまめねっと)利用登録依頼書を記入いただき、IDとパスワードを申請してください。数日以内に発行され、無料で利用できるようになります。使用方法是難しくはありませんが、どうしても分からない場合は電話または訪問で説明させていただきます。(※積極的な利用登録をお願いいたします。)

◆のだ在宅医療センター◆

住所;野田市宮崎 81-6 エミング野田クリニック内

電話;080-7836-5884 FAX;04-7124-8888